

預金の相続手続きにご用意いただく書類一覧

但馬信用金庫

相続の方法		必要書類
すべての場合に必要		①「亡くなられた方の戸籍謄本または除籍謄本および改製原戸籍」または「法定相続情報一覧図の写し」 ②亡くなられた方の通帳・証書・出資証券・カード等 ③払戻依頼書等(定期証書は裏面への署名)
必要な書類は以下のとおり、場合によって異なります。		
遺産分割協議前である場合		依頼書「分割協議前における 相続人全員 に対する支払い依頼書」または、「分割協議前における 代表相続人 に対する支払い依頼書」 「戸籍謄本(相続人全員)」または「法定相続情報一覧図の写し」 印鑑証明書(相続人全員、3か月以内のもの) 亡くなられた方の届出印(ある場合)
遺言書がある場合	公正証書遺言	「公正証書遺言」の謄本 領収書(受遺者)、印鑑証明書(受遺者、3か月以内のもの) * 遺言執行者がある場合は遺言執行者の印鑑証明書、領収書、預金払戻請求書
	自筆証書遺言	遺言書 家庭裁判所の「遺言書検認調書謄本」または「確認書」 念書「相続人全員の連署による受遺者への支払いに同意する旨の念書」 領収書(受遺者) 「戸籍謄本(相続人全員)」または「法定相続情報一覧図の写し」 印鑑証明書(相続人全員、3か月以内のもの)
	その他の遺言による場合は別途ご相談ください。	
遺産分割協議をされた場合	遺産分割協議書を作成された場合	遺産分割協議書(原本をご提示下さい。) 戸籍謄本(相続人全員)または「法定相続情報一覧図の写し」 印鑑証明書(相続人全員、3か月以内のもの) 亡くなられた方の届出印(ある場合) 印鑑届(名義変更する場合) ※「遺産分割協議書」に預金等の記載漏れがなく、相続人全員の署名捺印があり、預金等を誰が受取るのか明記されている場合は「依頼書(分割協議後における特定相続人への支払依頼書)」は不要です。記載漏れ等がある場合は「分割協議後における特定相続人への支払依頼書」が必要となります。
	遺産分割協議書を作成されていない場合	依頼書「分割協議後における特定相続人への支払依頼書」(相続人に未成年者が含まれる場合は代理人として家庭裁判所が選任した「特別代理人」が署名、押印。) 「戸籍謄本(相続人全員)」または「法定相続情報一覧図の写し」 印鑑証明書(相続人全員、3か月以内のもの) 亡くなられた方の届出印(ある場合) 印鑑届(名義変更する場合)

※依頼書、念書等の記入は、各相続人自筆でご記入ください。

※出資を相続される場合は持分譲渡依頼書・新証券発行願が必要です。

※被相続人の戸籍謄本または除籍謄本および改製原戸籍は生まれてから死亡するまでの謄本が必要です。

※除籍謄本・・・その戸籍にいる人全員がその戸籍から除かれる(死亡・婚姻・他の市町村への転籍など)と、その戸籍は除籍となります。それを写して発行するのが除籍謄本です。その戸籍に一人でも残っている人がいればその戸籍は除籍にはなりません。戸籍謄本になるか除籍謄本になるか役場にてご確認ください。

※「法定相続情報一覧図の写し」に記載された相続人の名義等に変更がある場合、別途確認書類の提出をお願いします。

※マル優、マル特のご利用がある場合・・・死亡届出書。相続人が名義変更し引続きマル優預金として相続される場合は相続申込書

※マル財のご利用がある場合・・・廃止申告書

※貸金庫をご利用の場合は、貸金庫用の相続依頼書、貸金庫の鍵・カードが必要です。

※相続手続きは個々のケースにより異なりますので、まずは窓口にご相談ください。